

特別養護老人ホーム梅寿荘はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

特別養護老人ホーム梅寿荘は原則として要介護認定の結果「要介護3」・「要介護4」・「要介護5」の認定をされた方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも申請中は入所可能です。

目次

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況と役割	3
5. 提供するサービスと利用料金	4
6. 非常災害対策	9
7. 緊急時の対応	10
8. 利用中の医療の提供について	10
9. 事故発生時の対応	10
10. 事故の防止	10
11. 高齢者虐待の防止	11
12. 身体拘束及び行動制限	11
13. 業務継続計画の策定	11
14. ハラスメントの防止について	11
15. 守秘義務について	11
16. 施設を退所いただく場合	11
17. 身元引受人について	13
18. 苦情の受付について	14
19. 第三者評価の有無	15
20. サービス提供記録の保存	15
「重要事項説明書付属文書」	
1. 施設の概要	15
2. 契約締結からサービス提供までの流れ	15
3. サービス提供における梅寿荘の義務	15
4. 施設利用の留意事項	16
5. 損害賠償について	17

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
- (2) 法人所在地 奈良県生駒市元町2丁目14番8号
- (3) 電話番号 0743-74-1172
- (4) 代表者氏名 理事長 辻村泰範
- (5) 設立年月日 昭和21年10月10日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類
指定介護老人福祉施設（広域型）

- (2) 施設の目的

社会福祉法人宝山寺福祉事業団が設置する特別養護老人ホーム梅寿荘（以下「梅寿荘」という。）において実施する指定介護老人福祉施設の適正な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 梅寿荘
- (4) 施設の所在地 奈良県生駒市門前町8番7号
- (5) 電話番号 0743-74-1175
- (6) 施設長氏名 辻村泰範
- (7) 梅寿荘の運営方針

法人理念である「志存興法 念在利生」及び介護理念の「あなたらしさをいつまでも」に基づいて要介護状態にある方に対し、お一人お一人の日々の生活が心豊かなものとなるよう丁寧で思いに添った対応、季節感を感じることが出来る支援の提供に努めます。また、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的として、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスが提供できるように目標を設定します。

梅寿荘は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

梅寿荘は指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

- (8) 開設年月日 昭和47年8月3日
- (9) 利用定員 80人

(10) サービス提供日、提供時間（営業日・営業時間） 一年を通して24時間

3. 居室の概要

梅寿荘では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室の多床室	80室(1室10.65㎡以上)	ベッド、洗面台、ナースコール
食堂・デイルーム 機能訓練室	8ヶ所 3平方メートルに入所定員 を乗じて得た面積数	冷蔵庫、レンジ、食器洗浄機
浴室	3室	一般浴・個浴・機械浴
相談室	1室	
医務室	1室	
静養室	1室	ベッド、洗面台、ワイヤレスナースコール
家族室	1室	和室・ダイニング・浴室・トイレ
研修室	1室	大型スクリーン

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設設備です。

(居室の変更)

(1) ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(2) 感染症等により居室の移動の必要性があると医師が判断した場合

(3) 著しい精神状態等により、近隣のご利用者への心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合

上記に該当する場合は、ご家族への報告を行ったうえで実施いたします。

4. 職員の配置状況と役割

梅寿荘では、ご入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	指定基準	常勤換算
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	24名	常勤24名以上 非常勤10名以上
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護師	3名	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	2名
7. 医師	1名	0.2名(嘱託医とする)
8. 栄養士	1名以上	2名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数を当施設における常勤職員

の所定勤務時間数で除した数（小数点以下切り捨て）

※指定基準：利用定員 80 名（満床時）に対しての必要配置人数

- ・施設長：施設全体を統括的に管理します。
 - ・介護職員：24 時間交代制で介護計画に基づき調節介護を担当します。
 - ・看護職員：ご利用者の心身の状態にあった適切な看護処置・健康管理を担当します。
 - ・栄養士：ご利用者の状態にあった適切な栄養管理・食事提供を担当します。
 - ・介護支援専門員：各フロアを担当しケアマネジメント業務を担当します。
 - ・生活相談員：ご利用者の相談、援助及び送迎、社会参加を担当します。
- この他、調理師、事務員、宿直、その他の職員で構成しています。

（主な職種の勤務体制）

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師（内科）	週 2回 2時間
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 早出： 7：00～16：00 4名 日中： 8：00～17：00 2～5名 日中： 9：00～18：00 2～5名 遅出： 10：00～19：00 2～5名 夜間： 17：15～翌9：15 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8：00～17：00 2～4名
4. 機能訓練指導員	日中： 9：00～18：00 1名

5. 提供するサービスと利用料金

梅寿荘では、ご利用者に対して以下のサービスを提供いたします。梅寿荘が提供するサービスについて、利用料金が介護保険給付の対象になる場合と利用料金が介護保険給付の対象にならず実費が必要になる場合があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては居住費、食費を除き通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

（サービスの概要）

① 食 事

- ・梅寿荘では管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご入居者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)	朝 食： 8：00～ 9：00
	昼 食：12：00～ 13：00
	夕 食：18：00～ 19：00

- ・特定の病状に応じた療養食を提供するにあたり療養食加算を算定します。自己負担金額をお支払いください。

② 入 浴

- ・入浴または清拭を基本週2回行います。
- ・身体状態が重度な方でも機械浴又はシャワー浴で入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機 能 訓 練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健 康 管 理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・必要な場合には、通常サービス実施区域の医療機関への通院送迎を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・適切な整容を心掛け、清潔で快適な生活が送れるよう援助します。
- ・行事等への参加による生きがいをづくりを行います。

(サービスの利用料金)

以下の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。また、厚生労働省が定める告示等により、平成27年4月1日より級地区分が6級地〔単位×10.27円〕となります。

〈基本施設サービス費（ユニット型個室的多床室）〉 令和6年4月1日改定

入居者の 要介護度	単位数	一日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護Ⅰ	670 単位/日	688 円	1,376 円	2,064 円
要介護Ⅱ	740 単位/日	760 円	1,520 円	2,280 円
要介護Ⅲ	815 単位/日	837 円	1,674 円	2,511 円
要介護Ⅳ	886 単位/日	910 円	1,819 円	2,730 円
要介護Ⅴ	955 単位/日	981 円	1,962 円	2,942 円

(単位数×10.27)

ご入居者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。また基本施設サービス費のほかに下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

(単位数×10.27 円)

加算名	単位数	利用料金	自己負担額			
			1割	2割	3割	
日常生活継続支援加算 Ⅱ	46 単位/日	472 円	48 円	95 円	142 円	
看護体制加算	(Ⅰ) □	4 単位/日	41 円	5 円	9 円	13 円
	(Ⅱ) □	8 単位/日	82 円	9 円	17 円	25 円
夜勤職員配置加算	(Ⅰ) イ	13 単位/日	225 円	23 円	45 円	68 円
	(Ⅱ) □	18 単位/日	184 円	19 円	37 円	56 円
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100 単位/日	1,027 円	103 円	206 円	309 円	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 単位/日	2,054 円	206 円	411 円	617 円	
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12 単位/日	123 円	13 円	25 円	37 円	
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位/日	205 円	21 円	41 円	62 円	
ADL 維持等加算 (Ⅰ)	30 単位/月	308 円	31 円	62 円	93 円	
ADL 維持等加算 (Ⅱ)	60 単位/月	616 円	62 円	124 円	185 円	

若年性認知症入所者受入加算	120 単位/日	1,232 円	124 円	247 円	370 円
常勤医師配置加算	25 単位/日	256 円	26 円	52 円	77 円
精神科医療指導加算	5 単位/日	51 円	6 円	11 円	16 円
障害者生活支援体制加算 (Ⅰ)	26 単位/日	267 円	27 円	54 円	81 円
障害者生活支援体制加算 (Ⅱ)	41 単位/日	421 円	43 円	85 円	127 円
外泊時費用加算	246 単位/日	2,526 円	253 円	506 円	758 円
外泊時居宅サービスを利用した時	560 単位/日	5,751 円	576 円	1,151 円	1,726 円
初期加算	30 単位/日	308 円	31 円	62 円	93 円
再入所時栄養連携加算	200 単位/日	2,054 円	206 円	411 円	617 円
退所前訪問相談援助加算	460 単位/日	4,724 円	473 円	945 円	1,418 円
退所後訪問相談援助加算	460 単位/日	4,724 円	473 円	945 円	1,418 円
退所時相談援助加算	400 単位/日	4,108 円	411 円	822 円	1,233 円
退所前連携加算	500 単位/日	5,135 円	514 円	1,027 円	1,541 円
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	112 円	12 円	23 円	34 円
経口移行加算	28 単位/日	287 円	29 円	58 円	87 円
経口維持加算 (Ⅰ)	400 単位/月	4,108 円	411 円	822 円	1,233 円
経口維持加算 (Ⅱ)	100 単位/月	1,027 円	103 円	206 円	309 円
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90 単位/月	924 円	93 円	185 円	278 円
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110 単位/月	1,129 円	113 円	226 円	339 円
療養食加算	6 単位/回	61 円	7 円	13 円	19 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100 単位/月	1,027 円	103 円	206 円	309 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 単位/月	103 円	11 円	21 円	31 円
福祉施設協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	100 単位/月	1,027 円	103 円	206 円	309 円
福祉施設協力医療機関連携加算 (Ⅱ)	5 単位/月	5 単位/日	51 円	6 円	11 円
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	650 単位/回	6,675 円	668 円	1,335 円	2,003 円
配置医師緊急時対応加算 (深夜)	1,300 単位/回	13,351 円	1,336 円	2,671 円	4,006 円
看取り介護加算 (Ⅱ) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	739 円	74 円	148 円	222 円
看取り介護加算 (Ⅱ) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日	1,478 円	148 円	296 円	444 円
看取り介護加算 (Ⅱ) 死亡日前日及び前々日	780 単位/日	801 円	80 円	160 円	240 円
看取り介護加算 (Ⅱ) 死亡日	1,580 単位/日	1,623 円	162 円	325 円	486 円
在宅復帰支援機能加算	10 単位/日	102 円	11 円	21 円	31 円
在宅・入所相互利用加算	40 単位/日	410 円	41 円	82 円	123 円
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位/日	41 円	5 円	9 円	13 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日	2,054 円	206 円	411 円	617 円

褥瘡マネジメント加算 (I)	3 単位/月	30 円	3 円	6 円	9 円
褥瘡マネジメント加算 (II)	13 単位/月	133 円	14 円	27 円	40 円
排せつ支援加算 (I)	10 単位/月	102 円	11 円	21 円	31 円
排せつ支援加算 (II)	15 単位/月	154 円	16 円	31 円	47 円
排せつ支援加算 (III)	20 単位/月	205 円	21 円	41 円	62 円
自立支援促進加算	300 単位/月	3,081 円	309 円	617 円	925 円
科学的介護推進体制加算 (I)	40 単位/月	410 円	41 円	82 円	123 円
科学的介護推進体制加算 (II)	50 単位/月	513 円	52 円	103 円	154 円
安全対策体制加算 (初日のみ)	20 単位/回	205 円	21 円	41 円	62 円
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日	225 円	23 円	45 円	68 円
サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位/日	184 円	19 円	37 円	56 円
サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位/日	61 円	7 円	13 円	19 円
介護職員等処遇改善加算 I	利用単位×14%				

【居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）】

世帯全体が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、市町村へ申請することにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

（日額）

対象者		区分 利用者負担	居住費 ユニット型個 室的多床室	食費
生活保護受給の方				
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方	段階 1	550 円	300 円
	市町村民税非課税かつ 本人年金年収 80 万円以下の方	段階 2	550 円	390 円
	市町村民税非課税かつ 本人年金年収 80 万円超の方	段階 3①	1,370 円	650 円
	非課税かつ本人年金年収 等が 120 万円超	段階 3②	1,370 円	1,360 円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階 4	1,728 円	1,445 円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、ご利用料金の金額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要とご利用料)

- ① 食事に関する費用 1,445 円/日を基準とする
- ② 居住に関する費用 1,728 円/日を基準とする
- ③ ご入居者の求めにより、介護保険給付に該当しない介護サービスを提供した場合は提供に要した費用を徴収する。
- ④ 送迎に関する費用 生駒市以外の地域、距離に応じて定める額
1 km 50 円
- ⑤ 特別な食事に関する費用 実費
- ⑥ 日用品代その他施設介護を提供するに当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められる費用を徴収することができる。
- ⑦ 預貯金等、ご入居者の申し出によって施設が預り管理する財産の管理手数料。 1 か月 500 円
- ⑧ 水・光熱費、テレビの持ち込みによる電気使用量
(1 コンセント 1 ヶ月あたり 500 円)
- ⑨ インフルエンザ予防対策
ご入居者及びご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。 実 費

(3) ご利用料金のお支払い方法

サービス利用料、ご契約者の負担となる費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の指定日まで下記の方法でお支払いください
(1 か月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)

1. 金融機関口座からの自動引き落としによる
2. 指定金融機関への振り込み

(4) サービス利用に当たっての留意事項

- ① ご入居者又はそのご家族は、体調の変化があった際には施設の従業員にご一報ください。
- ② ご入居者は施設内の機械及び器具を利用される場合、必ず従業員に声をかけてください。
- ③ 施設内での金銭及び食べ物のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 2 回以上ご入居者及び従業員等の訓練を行います。訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得ることができるよう連携に努めます。

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者が病気やケガなどで急変した場合、予め指定いただいた医師や病院（指定が無い場合は施設の協力病院）を受診するなど必要な対応を行います。緊急時の対応及びご家族への連絡方法については特に明確にお示しください。またこのような場合は原則として速やかに、受診先にお越しくくださるようお願いいたします。

【協力病院等】

名称：奈良西部病院 所在地：奈良市三碓町 2143-1 連絡先：0742-51-8700	名称：生駒市立病院 所在地：生駒市東生駒 1 丁目 6 番地 2 連絡先：0743-72-1111	名称：白庭病院 所在地：生駒市白庭台 6 丁目 10 番 1 号 連絡先：0743-70-0022
--	--	--

【協力歯科医院】

名称：阪奈中央病院 所在地：生駒市俵口町 714 連絡先：0743-74-8660	名称：平群歯科 所在地：生駒郡平群町下垣内 84-7 連絡先：0745-46-2488
---	---

8. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により下記協力機関において診療・入院治療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。）

①嘱託医

○配置医師：阿部泰士（内科） 阿部クリニック
奈良市学園前南 1-2-20

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 事故の防止

事故の発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告とその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をしております。また、事故防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施しております。

事故の発生防止担当者：森本 公子

11. 高齢者虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生・再発を防止するための指針の整備、委員会の開催、研修の実施、担当者の設置を行っています。

高齢者虐待の担当者：森本 公子

12. 身体拘束及び行動制限

事業所及び職員は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束マニュアル」に規定する手続きに従って行うものとします。

身体拘束の担当者：森本 公子

13. 業務継続計画（BCP）策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施する。及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとし職員に対し周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

事業継続計画の担当者：森本公子

14. ハラスメントの防止

施設は職場におけるハラスメント防止において職員が遵守すべき規定を策定し職員への研修を行い、これを防止する。

ハラスメント防止の担当者：森本公子

15. 守秘義務について

介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得たご利用者又はその家族等に関する事項を適当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了したのちも継続します。

16. 施設を退所いただく場合

梅寿荘との契約では契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には契約は終了し、ご入居者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援、要介護度Ⅰ、Ⅱと判断された場合
- ②やむを得ない理由により施設が閉鎖した場合

- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④梅寿荘が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご入居者から退所の申し出があった場合
- ⑥梅寿荘から退所の申し出を行った場合

(1) ご入居者からの退所の申し出（中途契約解除）

契約の有効期間であっても、ご入居者から梅寿荘の退所を申し出ることができます。その場合には即時に契約を解約・解除し梅寿荘を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②梅寿荘の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご入居者が入院された場合
- ④梅寿荘もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤梅寿荘もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥梅寿荘もしくはサービス従業者が事故又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の入居者がご入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において梅寿荘が適切な対応をとらない場合

(2) 梅寿荘からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には梅寿荘から退所いただく場合があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご入居者によるサービス利用料の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご入居者が、故意又は重大な過失により梅寿荘又はサービス従業者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご入居者が連続して3ヵ月以上入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ご入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

梅寿荘をご利用中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、7日間以内の短期入院の場合

7日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます
但し入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

②7日以上3か月以内の入院の場合

7日以上入院された場合には、介護保険の制度上、原則一旦契約が解除された状態になります。但し3ヵ月以内に退院された場合には、再び梅寿荘に優先的に入所できるよう努めます。また、梅寿荘が満室の場合でも短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます

③3ヵ月以内の退院が見込まれない場合

入院期間が3ヵ月以内であっても退院が見込まれない場合は、解約となります。

(3)円滑な退所のための援助

ご利用者が梅寿荘を退所する場合には、ご入居者やご家族の希望により梅寿荘はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介○居宅介護支援事業者の紹介○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |
|---|

17. 身元引受人等について

(1) 梅寿荘では契約締結にあたり身元引受人の設定をお願いしています。

(2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

(3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。

イ) ご利用が終了した後、梅寿荘に残されたご入居者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引き渡しにかかる費用のご負担

ロ) 民法458条の2に定める連帯保証人

(4) 全号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ) 連帯保証人は、ご入居者と連帯して、本契約から生じるご入居者の責務を負担するものとします。

ロ) 前項の連帯保証人の負担は極度額、360万円を限度とします。

ハ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、ご利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

二) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

18. 苦情の受付について

(1) 梅寿荘における苦情の受付

梅寿荘における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

〔主任生活相談員〕 黒川 美穂

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

電話番号: 0743-74-1175

○苦情解決委員会

苦情解決委員会責任者	施設長	辻村 泰範
苦情受付委員会担当者	次長	森本 公子
	主任生活相談員	黒川 美穂
	介護主任	植田 昌樹
	看護主任	南部 逸子
	主任ケアマネージャー	堀本 卓史
	サービス担当責任者	金田 智子

○宝山寺福祉事業団第三者委員会

浅井伊知人	いこま福祉会 理事長
小河 千恵里	生駒市社会福祉協議会
	生駒市デイサービスセンター幸楽所長
谷川 義明	法人監事
	前下市町副町長
谷口 誠	法人評議員
	元メディカルセンター事務局長
新田 一郎	法人評議員
	宗教法人宝山寺事務長
宮西 泰介	生駒市社会福祉協議会

○市町村の窓口

生駒市役所 介護保険課
〒630-0258 奈良県生駒市東新町8番38号
電話: 0743-74-1111

○公共団体の窓口

奈良県国民健康保険団体連合会施設苦情係
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館5階
電話: 0744-29-8322

19. 第三者評価の有無 (有・ 無)

20. サービス提供記録の保存

ご利用者、ご家族の求めに応じてサービスの記録はいつでも閲覧していただけます。サービス提供記録は5年間保存いたします。

附則

- この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- この規定は、平成13年4月1日から施行する。
- この規定は、平成15年4月1日から施行する。
- この規定は、平成15年6月1日から施行する。
- この規定は、平成17年10月1日から施行する。
- この規定は、令和元年9月1日から施行する。
- この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- この規定は、令和3年8月1日から施行する。
- この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年6月1日から施行する。
- この規定は、令和6年8月1日から施行する。
- この規定は、令和7年4月1日から施行する。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建て
- (2) 建物の延べ床面積 4853,09 m²
- (3) 併設事業
当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [養護老人ホーム] 定員20名
- [短期入所生活介護] [介護予防短期入所生活介護] 空床利用
- [訪問介護事業所]

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。
「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

- ①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。
- ②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご入居者及びそのご家族に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ③施設サービス計画は6ヵ月に1回、もしくはご入居者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して変更の必要性のある場合には、ご入居者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④施設サービス計画が変更された場合には、ご入居者に対して書面を交付し、その内容を確認していただけます。

3. サービス提供における梅寿荘の義務

梅寿荘は、ご入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご入居者から聴取、確認します。
- ③ご入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

4. 施設利用の留意事項

梅寿荘のご利用にあたって、梅寿荘をご利用されているご入居者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（1）持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。「衣類、日用品、冷蔵庫、テレビ等」

（2）面会

面会時間：9：00～17：00

※時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※なお、来訪される場合、おもち等のどに詰まりやすい食べ物や生ものの持ち込みもご遠慮ください。

※感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。

（3）外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

但し、外泊については、最長で月7日間とします。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合に運営規程第7条、2(1)に定める「食事に関する費用の自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ご入居者に対するサービスの実施及び安全性等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 梅寿荘の職員や他のご入居者に対しハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。

(6) 喫 煙 施設内禁煙

5. 損害賠償について

梅寿荘において梅寿荘の責任によりご入居者に生じた損害については梅寿荘は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生についてご入居者に故意又は過失が認められ、かつご入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、梅寿荘の損害賠償責任を減じる場合があります

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき
重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム梅寿荘

説明者氏名 役職名 _____ 署名： _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福
祉施設サービスの提供開始に同意しました。

また日常生活費（40 円/1 日）に _____（申し込みます・申し込みません）

年 月 日

契約者住所 _____

氏 名 _____

代理人住所 _____

氏 名 _____